

告 示

埼玉県告示第八百六十五号

クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第七条第一項の規定により、クリーニング師試験を次のとおり行う。

令和四年八月二十六日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 試験の期日及び場所

試験期日	試験場所
令和四年十一月二十九日（火）	埼玉県さいたま市西区西遊馬千二百七十番地一 埼玉県クリーニング会館

二 試験科目

- イ 衛生法規に関する知識
- ロ 公衆衛生に関する知識
- ハ 洗たく物の処理に関する知識及び技能

三 受験資格

次に掲げる者のいずれかに該当すること。

- イ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十七条に規定する者
- ロ 旧国民学校令（昭和十六年勅令第四百八十八号）による国民学校の高等科を修了した者、旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校の二年の課程を終わった者又は厚生労働省令で定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者

四 受験手続

イ インターネットによる場合

(1) 受付方法

埼玉県電子申請・届出サービスにおいて、必要な事項を入力すること。なお、電子申請・届出サービスのページについては、別途埼玉県保健医療政策課ホームページ（<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0701/eiseishiken/kurishiken/h30/goannai.html>）で案内する。

(2) 受付期間

令和四年九月九日（金）から九月三十日（金）まで

ロ 郵送による場合

(1) 受付方法

受験願書にクリーニング業法施行規則（昭和二十五年厚生省令第三十五号）

第三条に規定する書類を添え、埼玉県保健医療政策課クリーニング師試験担当宛（郵便番号三三〇―九三〇―一 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号）に簡易書留により郵送すること。

(2) 受付期間

令和四年九月九日（金）から九月三十日（金）まで

なお、九月三十日（金）までの消印のあるものに限る。

五 試験手数料

七千五百円を受験案内で指定する方法により納付すること。

六 合格発表の場所及び期間

イ 埼玉県庁本庁舎一階南側エレベーター前掲示

令和五年一月十一日（水）午前十時から一月十二日（木）午後五時まで

ロ 埼玉県保健医療政策課ホームページ（<https://www.pref.saitama.lg.jp/a07>）

01/eiseishiken/kurishiken/h30/goannai.html）掲載

令和五年一月十一日（水）午前十時から二月十日（金）午後五時まで